

支給要件を満たすことを証明する必要書類一覧

要件	本学における必要書類
①家庭から多額の仕送りがない	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書（様式2）※「仕送り等金額申告書」に記入した年額を転記 ・仕送り等金額申告書
②原則として自宅外で生活している	<ul style="list-style-type: none"> ・アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、住民票の写し等のいずれか ■以下の場合、省略可 * R2年4月以降、授業料免除や奨学金等で上記を申請済みの場合 * 本学学生寮に入寮している場合
③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書（様式2）※今年度入学者はアルバイト収入予定額、今年度入学者以外の者は2019年度のアルバイト収入額を記載。
④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（様式1）の「3. 申し送り事項」に事情を記入 ・コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置受給証明書等の写し（受給している方のみ）
⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比 50%以上）している	<ul style="list-style-type: none"> ・収入減少前後各1か月分の、アルバイト先給与明細（明細が無い場合、振込口座の通帳の写し）※本年1月以降のもの ・休業・解雇等で勤務実態がなくなった場合、その旨の通知（メールやライン等でも可）を印刷したもの
⑥既存の支援制度について以下のいずれかを満たす 1) 新制度の第Ⅰ区分の受給者 2) 新制度の第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者 3) 新制度に申込みをしている者又は今後利用をする者であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者	①住民税非課税証明書（住民税非課税世帯のみ） * 生計維持者（両親等）の証明書（配偶者がいる場合、本人と配偶者） ■以下の場合、省略可 * 修学支援制度の支援区分Ⅰに認定されている場合 * 昨年度後期または今年度前期授業料免除（本学独自制度）申請時に提出済みの場合 ②既存の支援制度申請に関する証明 ■以下のいずれかを受給または申請している場合、証明書不要 * 今年度前期授業料免除制度（経過措置含む <u>※留学生A枠は除く</u> ） * 日本学生支援機構給付奨学金（修学支援新制度） * 日本学生支援機構第一種奨学金 * 大学を通じて申請する民間等奨学金（経済支援のもの。学業奨励の趣旨で経済事情を考慮しないものは除く） ●上記以外の場合、以下の書類 ・民間その他の支援制度の申請書の写し
⑦留学生については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が、2.30 以上であること 2) 1か月の出席率が8割以上であること 3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学金・授業料等は含まない。） 4) 在日している扶養者の年収が 500万円未満であること	<ul style="list-style-type: none"> ・仕送り額が確認できる振込口座の通帳の写し等 ・在日している扶養者がいる場合、その年収が確認できる証明書(源泉徴収票・確定申告書控等)の写し ■以下の場合、省略可 * 今年度授業料免除申請時に提出済みの場合